

総 政 企 第98号
平成17年10月14日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
麻 生 太 郎

諮問第302号
平成18年に実施される事業所・企業統計調査の計画について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「平成18年事業所・企業統計調査の実実施計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、平成18年に事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）を実施するに当たり、会社法（平成17年法律第86号）の制定等を踏まえ、別添のとおり、調査票における経営組織区分の変更、調査方法の変更等を行うことを計画している。

今回の計画については、統計需要への的確な対応、調査結果の正確性の確保等の観点から検討する必要がある。